○ 農地農業用施設の災害査定の実施について (昭和 40 年 6 月 28 日付け 40 農地D第 745 号農林省農地局長通知) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

 改
 正
 後
 現
 行

農地農業用施設の災害査定は短期間に実施する必要があるうえ、非常に箇所数が多く、また工種も多岐にわたるため、査定技術並びに法令等の解釈について相当の個人差を生じている現状である。このような事態を解消し、査定の一層の適正化を期するため今後においては、災害査定業務の責任体制を確立して下記により実施することとしたから査定の適正に万全を期されたい。

記

 $1 \sim 6$  (略)

別表 主任査定官となる資格を有するもの

組織		職員
農林水産省	(略)	(略)
	地方農政局農村振興	課長、災害対策室長、災害査定官、課長補佐、
	部防災課	災害係長、災害復旧支援係長(関東農政局、近
		畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局に限
		る。)
(略)	(略)	(略)

農地農業用施設の災害査定は短期間に実施する必要があるうえ、非常に箇所数が多く、また工種も多岐にわたるため、査定技術並びに法令等の解釈について相当の個人差を生じている現状である。このような事態を解消し、査定の一層の適正化を期するため今後においては、災害査定業務の責任体制を確立して下記により実施することとしたから査定の適正に万全を期されたい。

記

 $1 \sim 6$  (略)

別表 主任査定官となる資格を有するもの

組織		職員
農林水産省	(略)	(略)
	地方農政局農村振興	課長、災害対策室長(東北農政局、関東農政局、
	部防災課	近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局に
		<mark>限る。)</mark> 、災害査定官、課長補佐、災害係長、災
		害復旧支援係長(関東農政局、近畿農政局、中
		国四国農政局及び九州農政局に限る。)
(略)	(略)	(略)

附則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。